

健康保険だより

限度額適用・減額認定申請 を忘れずに

非自発的失業者の 国民健康保険税を軽減

年金だより

**国民健康保険・
後期高齢者医療保険証
が更新されます**

国民健康保険及び75歳以上の人
の後期高齢者医療の被保険者証が、
8月から新しくなります。（7月
中に郵送します。）

8月から医療機関等を受診され
る場合は、氏名・生年月日等を確
認のうえ、お間違えのないように
して下さい。

**保険証と高齢受給者証を
一体化しています**

以前は70歳から75歳未満の方に
は、保険証とは別にハガキ大の高
齢受給者証を交付しておりました
が、現在は高齢受給者証を兼ねた
一体型の保険証を交付しています。
ので、医療機関等を受診されると
きは、一体型の保険証のみを提示
することにより1割負担（現役並
み所得者は3割負担）で受診でき
ます。

では、病院に入院した場合や外来
診療等で1つの医療機関等への支
払いが高額になる場合、一部負担
金や食事代が減額される認定証を
交付しています。

認定証を持参することで、入院
等の一部負担金は、平成25年度町
民税の課税状況に応じた限度額（一
般世帯の場合、81,000円+
総医療費のうち267,000円
を超えた部分の1%）までとなり
ます。ただし、国民健康保険税に
未納がないことが要件となります。
また、食事代の減額は、町民税非
課税世帯が対象となります。
すでに利用されている人も、こ
れから利用する予定の人も8月中
に認定証が更新されますので、新
たに申請が必要となります。特に、
現在入院中の人がいる世帯は、8
月末日までに更新の手続きをお願
いします。

◎お問い合わせ 町民課国保年金
係 ☎(72)2113

リストラや倒産などにより失業
した方について、届出により国民
健康保険税を軽減します。

○対象
65歳未満の方で、倒産・解雇な
どにより離職した方（雇用保険の
特定受給資格者）、または雇い止
めなどにより離職した方（雇用保
険の特定理由離職者）で、失業給
付を受ける方

○軽減内容
対象者の給与所得を30／10
0として保険税を算定します。

○対象期間
離職日の翌日の属する月から、
その月の属する年度の翌年度末ま
で。

これらの制度をご利用いただ
くには、ご本人、配偶者、世帯主
の前年所得が、それぞれ一定の基
準額以下であることが条件です。
一部納付する場合の月々の保険料
額（平成25年度）は次のとおりで
す。

- ・ 4分の3免除→3,760円
- ・ 2分の1免除→7,520円
- ・ 4分の1免除→11,280円

一部納付制度は、一部免除され
た保険料が納付されない場合、未
納と同じになるため、受給資格期
間に含まれなくなり将来の年金の
額にも反映されません。また、障
害や死亡などの不測の事態の場合
に年金を受け取ることができなく
なることがあるので、必ず一部保
険料を納付してください。

国民年金の保険料は15,04
0円（平成25年度）ですが、経済
的な理由等で保険料の納付が困難
な場合は、「保険料の全額免除ま
たは一部免除（一部納付）制度」
をご利用ください。

場合は、ご本人、配偶者、世帯主
の前年所得が、それぞれ一定の基
準額以下であることが条件です。
一部納付する場合の月々の保険料
額（平成25年度）は次のとおりで
す。

- ・ 4分の3免除→3,760円
- ・ 2分の1免除→7,520円
- ・ 4分の1免除→11,280円

一部納付制度は、一部免除され
た保険料が納付されない場合、未
納と同じになるため、受給資格期
間に含まれなくなり将来の年金の
額にも反映されません。また、障
害や死亡などの不測の事態の場合
に年金を受け取ることができなく
なることがあるので、必ず一部保
険料を納付してください。

申請は、町民課国保年金係
☎(72)2113まで。